

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則
の一部改正（案）について

1. 改正の内容

（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）

第1条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「法」という。）

第7条第1項の厚生労働省令で定める月齢は、21月とする。

2. 公布期日

平成17年7月上旬

3. 施行期日

平成17年8月上旬